時事新報

新聞紙の自由

政府は民間多年の希望を容れたるものか今回いよ〳〵新聞法の改正案を議會に提出したれども民間の政客は其希望の眼目たる發行停止全廢の一事を見ざるを不滿足として之に反對せんとするもの〻如し抑も治安維持の爲めとて新聞紙の政論を取締るに發行停止を用ふるの不法にして且つ實際に効力なきは今更ら改めて云ふまでもなき所にして且つ政府の當局者も亦これを知るふとならん之を知て猶ほ且つ廢せざるものは治安維持の外に何か望む所にてもあるか我輩の了解する能はざる所なり或は獨逸の例を引て停止の必要を云々するもののあれども獨逸と日本とは自から事情の異なるものあるを察せざる可らず抑も獨逸は表面にふを飾然たる一の國家なりと雖も聯邦組織の舊破綻を今に存するもの少からずして全國統一のセメント甚だ薄弱なるが故に些細の事よりして動もすれば治安を動かさる〻の恐なきに非ず然かのみならず獨逸固有の人種は武力に於てはそ歐洲に雄を稱すれども經濟、文學等の事に於ては遙に猶太人の財幹に及ばず着々彼等の後に落て無學なる獨逸貴族が勳章を胸逸に輝して漫に小兒の戲榮に得々たる其間に勢力ある新聞紙は多く猶太人の手に落ちて其機關となれり左れば獨逸の新聞紙は單に政府の非を攻擊するに止らず其言論の奥底には人種上の怨惡心を存して其筆鋒甚だ穎ならず是ぞ獨逸政府が新聞紙に對し嚴重の取締を爲す所以にして國内の事情より云へば亦自から尤もなる次第なりと云ふ可し我國に於ては聯邦組織もなければ又人種の怨惡心とてもあらざるに然るに何を苦しんで獨逸に倣はんとするか我輩は政府の處置を是とせざると共に又全く民間政客の云ふ所に贊同すると能はざるものなり其次第は政治上に於てふそ發行停止の全廢は差支なれども今の新聞紙の中には社會の風紀を害し又は士人の體面を汚す可き醜猥卑陋の記事を掲載して自から憚からざるもの少からざるが如し否な此種の記事を掲載して憚からざるのみか時としては强請同様の事を演じて金錢を貪らんとする破廉恥漢を出したるみとさへなきに非ず苟も自から言論の自由を云々する新聞社會に斯る破廉恥漢ありとは驚入たる次第ならずや抑も社會の人事は甚だ複雜にして人間の行爲には自から表裡陰陽なきを得ず若しも其裡面に立入りて能く其陰微を摘發したらば世間に遂驚するものは必ず少なからざる可し況んや根もなき事を記載して人を欺くるのみならず迫て其財産を開かしめんとするが如き市井の無賴漢と雖も尚ほ且つ屑としとせざる所なるに社會耳目の任なる自から稱する新聞記者輩にして斯る破廉恥を敢てするとは言語同斷、沙汰の限りと云はざるを得ず若しも此種の新聞紙をして言論の自由を肩に負ひ勢ひ自儘に其筆鋒を弄せしめたらんには如何なる極端に走る可きや實に苦々しき次第にして此點よりすれば社會の風紀を維持するが爲めには是非とも相當の制限を設けて弊害を取締るの必要ありと論ずるものあるも我輩は殆んど新聞の餘なきに苦しむものなり[illegible]にして人の體面を汚すものなら[illegible]法廷に於て立派に辯明す可しと云はんも[illegible]士人の體面は猶ほ白紙の如し一たび汚されたる上は如何に辯明するも雪白の舊態には復す可らず無恥無節の新聞紙が卑陋の事を記して散々に人を傷けながら翌日の紙上に申譯すでに數行の取消文を掲げて平氣なるものと同日の談に非ず容易ならざる次第なれば苟も言論の自由を得んとならば記者輩に於ても自から大に悔悟して從來の惡德醜筆を謝しまんふと我輩の敢て勸告する所なり

臺灣雜聞

卷水生

臺民の歳時士習と俗民との異風に就ては前回に略述したれども尚ほ歳時として毫民の間に行はるゝ節物の儀式を掲げんに我内地の俗間に行はるゝものと大差なきも參考として臺地の書類につき其の僅譯出するみと左の如し

元旦清晨には比屋香を焚き衣冠して神祇祖先を拜し然る後門を出で吉方に向て親友を拜す之を賀正と謂ふ爆竹を放ちて以て喜を迎へ屬を避く

初四日民家にて牲醴を備へ紙製の輿馬を燒く之を神に接すと謂ふ

初九日傳て王皇の誕辰と爲し家家に慶祝す邑内の嶽帝廟俗人詣りて王皇廟と爲し前後數日、燈綵輝煌演劇歌慶、城の内外の士女隊を結びて來觀するもの毎宵旦に達す

元旦より上元節に至るまで富貴の家にては皆席を設け客を款待し名づけて請春酒と謂ふ春酒介眉の意に取るなり

十五日を上元節と曰ひ是夕を元宵と曰ふ城中多く結綵燃燈、絃管歌曲、歡遊旦に達す之を鬧鬧と謂ふ烟花火樹在々映帶す好事者は或は詩を造り或は謎を作る俗に之を燈綵と曰ふ

二月初二日農家皆福神を祀る蓋し古の春に祈るの意に倣ふ商賈亦然り三月初三日新粉を以て薄餅と爲し以て先を祀る之を三月節と謂ふ或ものは是日に於て墓を祭る

清明節士女各紙と錢とを以て墓に掛け牲醴を備へて以て先塋を祭る之を掃墓と謂ふ婦女盛粧結伴して郊に出で墓に上る之を踏青と謂ふ歸りて麥穗を折り髻に挿みて以て不祥を祓ふ

卷水曰く臺灣の墓場は甚だ廣く一面に芝生の園を爲して恰も青毡を布くが如し踏青の稱ある所以なる歟

四月初八日僧侶佛を奉じ作歌して門に沿ひ施を索むと之を洗佛と謂ふ

五月初五日門ごとに蒲と艾とを懸け雄黄酒を和して之を飲む午時苦草を采り兒に浴せしめ以て邪氣を避く即ち古の祓除豐浴の意なり然れども蓬禊は三月上巳に在り今乃上巳に行ふは何ぞや又竹葉を以て糯米を包み之を粽と曰ふ即ち古の角黍にして用ひて以て投贈す之を送節と曰ふ

卷水曰く余の臺南府に入城せし際早朝一冷飯を喫したるまゝ夜に至るも一食を得ず各隊に就て之を求むるも得ず市民に依てみれども亦得ずたまゝ〻途上より臺内せる一僕余の空腹を察して氣の毒に思ひけん百方周旋して一民家に入り竹葉にて包みたる三角形の物を余の前に持來り頻りに好食

（臺北にてはハオチャヤーと云ひ臺南にてはホウチャヤーと云ふもの多かりき）と唱へて食せんみとを侑む依て之を開き見るに糯米を蒸したるものにて小豆を混じ砂糖を塗り外見美ならざれども試みに取て之を食すれば味頗る好し依てその名を問へば記して粽と曰ふ恰も牡丹餅を水砂糖に浸したるものの〻如し爾後露店に於て多く之を鬻ぎ居るものあるを見受けたり

此日家ごとに繒囊を製し實つるに香屑を以てし兒をして之を佩ばしめ五絲の線を以て兒の手足に繫ぎ名づけて長名縷と曰ふ

海岸にては鶴の處龍舟を作り競ふて之を渡り以て錦標を兼奪するの觀あり

是より先初一日旗鼓を以て龍頭を迎へ沿門歌唱す之を採蓮と曰ふ唱ふる所は即ち採蓮曲なり寺廟海船皆鑼を鳴らし鼓を擊つ之を龍船鼓と謂ふ

六月初一日各人家とも米粉を以て丸を爲り神を祀りて半年丸と名づく蓋し頌禱團圓の意に取るなり

七月初七日人家の兒女競ふて針線、花粉、瓜果の屬を備へ中庭に祭る之を乞巧と曰ふ以て牛女雙星を祀り五色の紙にて亭を爲り名づけて七娘亭と曰ふ

卷水曰く七娘亭の大なるものに至ては高さ七八尺もあり色々の人形を飾り附けたる工合日本のかざりものゝ如し以て正面の室に備へ附けたるものを見たり蓋し貧富に依りて大小を異にしれの〻〻その美に誘るものならんまた兒の手足に繫げる絲線を剪斷し其絲線と花粉とを以て屋上に擲ち龍眼を食す以て明目の意に取る者あり

卷水曰く龍眼とは龍眼肉をて少しく黄ばみたる皮を剝き「もくれんじゆ」大の種を除きてその間の肉を食す甘くして味頗る美なり夏に至れば市民と耕夫とを問はず何れも歩みながら之を食するを以て市中の往來には龍眼の皮殼到る處に點在し瑣所に據りては山の如く堆を爲すもあり士子は七夕を以て魁星誕と爲し夜を徹して置酒歡飲す之を魁星會と曰ふ

七月初一日より三十日に至るまで俗普度を尚ふ即ち佛家の盂蘭盆なり比邱（比丘の意ならん）塲に登り法を說き食を設け以て無祀の孤魂を祭り之を普施と曰ふ凡そ寺廟には皆普施あり期に先つ一夜放水燈を燃し絃歌喧雜、火燭輝煌、照耀晝の如し街巷にて多衆相集り祭祀するを童子の普唱と曰ひ戲を壓醮と曰ふ

八月十五日中秋の節、士子月餅を製し骰子六枚を以て擲て四五の紅を得たるもの之を奪ふ秋闈奏元の兆に取る村莊皆演戲す以て福神を祀り秋の報を做すなり仲秋一月山橋野店と雖も歌管相聞ゆ

卷水曰く仲秋の月乾化を距る五里餘の南に當れる紅頭街の村家に在て之を觀る晴空明光眞に銀塊を冲天に吊したるが如し蠻土の風光亦忘るべからざるものあり

又曰く臺灣の骰子にも種々あるならんが我國にて筮竹先生の用ふる算木の如き小なる黑板に一、二、三を點して紅若くは白に染色したるものあるを見たり蓋に四五の紅をあるは蓋し之を云ふならん

九月初九日重陽の節士人多く棒を携せ登高の會を爲す童子各樣の風箏を製し送りて雲霄に入らしむ夜に至りて小燈を箏線に繫ぐ朝、冬至の節には家ごとに米丸を搗て煙を各小兒等は米丸を將て煙りて器物も亦皆一丸づゝを粘して添謙と謂ふ即ち古の所謂亞歳極月二十四日には紙にて造りを祀る之を送神と曰ふ其前一埃を掃ひ以て潔淨を期す蓋し前らく歳將に更始せんとす

二十五日家ごとに各齋戒して降して人間の善惡を査察す故と除夕の前數日の中に親友物と曰ふ

除夕には芥菜一碗を奠て棹上に至りて燥濕を驗して來歳の[illegible]するを待て食す之を隔年菜と曰ふ

其上に桁むに紅綠の花を以て年飯と曰ふ食に奉飯あるの意此日祖先を祀り外祖を祀り擂結粿を圍みて酒を飲む夜に未だ燈せざるに乘じ灰を將て箒月に象り各堆の明暗を觀て晴水旱を卜す

是等の事、實際について篤と取ふしも多かるべきに在臺中は關する樣の事を見る能はざりしを[illegible]

○京城近信

京城在留の某たる者信に據れば近來韓人の意斷髮令實施せられてよりは日本人の一種と心得居るなり又同國の見做されて王城に出入するみと渡韓以來自然其禁を慣せられてかゝば彼等は是れ全く日本僧侶の[illegible]て悲々同地の本願寺別院へ來入に三十餘名に及びたりと云ふ

○速記術創始者へ年金下賜

院議員早川龍介氏より提出され鎭綱紀氏が比年家產究乏一家救はん爲めなりと云ふ

○屯田兵の配備地　北海道

づゝ移住せしめ已に步兵の外豫備後備の制をも設けて次第に兵の所在地は初め膽振（輪西村（太田村）の三國に若干中隊を配は數れも石狩國に配置し本年も亦專ら同國雨龍郡深川村に來年度徹幕の分よりは北見國[illegible]しむるを始めとし尚ほ次第に[illegible]する見込にて後志國の如きは[illegible]棚、太櫂兩郡なる利別原野と定立小學校生徒の身長、重量、[illegible]各私立小學校にも及ぼすべき筈[illegible]氏に屬托し先づ公立小學校の生三名を置くみとしして之を栗本同區元富士町なる特合宿本亭に[illegible]員諸氏集會して本會をして將來[illegible]を協議せりと云ふ